文京区立放課後等デイサービス事業所 (障害者の緊急時受入れ事業所併設) の 整備及び運営委託事業者公募要項

1 募集目的

文京区(以下「区」という。)では、学齢期にある障害児の療育等の機会として、 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める放課後等デイサービス事業(以下 「放課後等デイサービス」という。)のニーズが高まっていることから、開所費用助 成金等の制度を設け、民間事業所の開設を積極的に推進してきたところです。しか しながら、特に中学生から高校生までの児童に対しては、通所できる事業所が区内 に不足している状況となっています。

このような状況の中で、区では、放課後等デイサービス事業所の不足を解消する ための緊急対策として、民間建物を活用することにより、中学生から高校生までの 児童を対象とした文京区立放課後等デイサービス事業所を開設することにしまし た。

また、区内4か所に整備した地域生活支援拠点(以下「拠点」という。)に関し、拠点として求められる「緊急時の受入れ・対応」の機能(以下「緊急時受入れ事業」という。)を提供する場所を区内に確保する必要があることから、同じ建物内で緊急時受入れ事業を行うことにしました。

当該建物については、元々保育園として利用されていたことから、放課後等デイサービス及び緊急時受入れ事業を実施するためには各種設備等の改修を行う必要があります。本公募は、この方針に基づき、当該建物について、放課後等デイサービス及び緊急時受入れ事業に必要な改修を行い整備するとともに、両事業を継続的に実施する事業者を募集するものです。これにより、子どもの発達に寄り添った支援及び障害者の自立に向けた地域生活支援の充実という区の障害福祉施策を一層推進することを目指します。

社会福祉事業に熱意と見識を有し、良好な実績のある事業者であって、利用者・ 児及び保護者はもとより、地域との信頼関係を築いた上で、区の障害福祉施策を十 分に理解し、積極的に協力できる事業者を公募型プロポーザル方式により選定しま す。

2 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 令和5年4月1日時点で、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の 2第4項に規定する放課後等デイサービス事業を1年以上実施していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4第1項に規定する者 に該当しないこと。
- (4) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱(18 文総

契第347号)による指名停止を受けていないこと。

(5) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱(23 文総契第306号)第4条の入札 参加除外措置を受けていないこと。

3 契約期間(予定)

- (1) 改修及び整備 令和5年11月1日から令和6年5月31日まで (7(3)により締結する協定に基づき実施する。)
- (2) 開設準備 令和6年4月1日から令和6年6月30日まで
- (3) 事業運営 令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
 - ※ 事業運営については、履行状況及び履行成績を総合的に評価した上で、次年度に継続して契約することができるものとする。

4 実施事業概要

本公募は、区が公益財団法人東京都助産師会館から借り受ける物件(以下「物件」という。)において、区が東京都の指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)として実施する放課後等デイサービス事業及び区が要綱に基づき実施する緊急時受入れ事業に関し、業務委託により運営を受託し、事業実施に必要な整備を行う事業者を募集するものです。

(1)-1 放課後等デイサービス事業

運営開始時期	令和6年7月1日	
	※区が東京都の指定を受け、運営を開始	
定員 (予定)	20 人	
対象者	区内在住で、満 13 歳に達する年度から満 18 歳に達する年	
	度にある障害児。	
	なお、当面の間、重症心身障害児及び医療的ケア児を除く。	
開所(利用)日	月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律	
	(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び年末年始	
	(12月29日から同月31日まで、1月2日及び同月3日)	
	は除くものとする。	
開所時間	学校のある日は、10時30分から19時まで。	
	学校が休みの日のうち、長期休業日及び振替休業日並びに	
	土曜日は、8時30分から17時30分まで。	
	※利用時間は、開所時間内で別途指定する。	
通所方法	原則として、専用車両による送迎とする。	

(1)-2 放課後等デイサービス事業の運営に当たっての基本履行事項

区の委託を受けた指定事業者が、別紙1「文京区放課後等デイサービス事業運営

委託仕様書(案)」に従い、以下の法令等を遵守した運営を行うこと。

- ア 児童福祉法等関係法令に適合すること。
- イ 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条 例(平成24年条例第139号)の基準を満たすこと。
- ウ 東京都が定める指導検査基準(指定放課後等デイサービス)を満たすこと。
- エ その他放課後等デイサービスに係る関連法規を遵守すること。

(2)-1 緊急時受入れ事業

運営開始時期	令和6年7月以降
定員 (予定)	1人
対象者	区内在住の満 18 歳以上 65 歳未満の障害者
開所(利用)時間	緊急時受入れを行う時間は、開所するものとする。
通所方法	自主通所とし、専用車両による送迎は行わない。

(2)-2 地域生活支援拠点機能の運営に当たっての基本履行事項

別紙2「文京区障害者緊急時受入れ事業運営委託仕様書(案)」に従い、運営を行うこと。

5 借り受け物件

(1) 概要

建物名称	公益財団法人東京都助産師会館(旧八千代保育園)	
所在地	文京区音羽一丁目 19 番 18 号	
構造	SRC造 地上6階建て(借り受けは1階部分)	
区分	建物及び工作物(附帯設備、植栽等を含む。)	
面積等 (予定)	約 366. 59 ㎡	
施設図面	別紙3のとおり	
竣工年	平成 20 年	
交通	東京メトロ有楽町線「護国寺駅6番出口」徒歩5分	
	都バス (上 58)「音羽二丁目」徒歩3分	

(2) 物件の供用

本公募に基づく選定により決定した事業者と区が業務委託契約及び協定を締結後、現状のまま令和5年11月(予定)に受託事業者(以下「受託者」という。)に供用します。供用後、受託者は、物件を放課後等デイサービス及び緊急時受入れ事業に供するために必要となる関係法令(建築基準法、消防法等)に係る届出及び一切の改修工事を行い、その後にあっては維持、管理等を行うものとします。

なお、修繕については、物件の賃貸借契約の定めによることとします。

6 改修及び整備に当たっての条件

(1) 事業者選定後、開設に当たり、区が実施する近隣説明等に協力すること。

- (2) 改修及び整備の着手に当たっては、事前にスケジュール、改修及び整備内容等の説明を区に行い、円滑に実施すること。
- (3) 改修及び整備に係る工事請負業者の選定に当たっては、区が定める契約手続基準及び事業者が定める方針等に則り競争入札により決定すること。
- (4) 改修及び整備に係る計画に当たっては、利用する障害児及び障害者が安全に、 かつ、安心して過ごせるよう、別紙4に掲げる事項により環境や感染症対策、 安全対策等に配慮すること。
- (5) 改修及び整備に当たっては、次に掲げる事項について防音及び安全管理の観点から近隣及び物件の他の階の利用者へ特に配慮すること。
 - ア 防音対策
 - イ 敷地周辺の交通安全対策
 - ウ 工事車両の搬出入経路
 - エ 工事騒音や振動
- (6) 工事車両の通行に関しては、十分な安全対策を講じること。また、騒音、振動、 悪臭及び粉じんの排出を最小限にとどめるよう、配慮すること。
- (7) 改修及び整備に当たっては、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮すること。
- (8) 改修及び整備に当たっては、必要な法令、条例その他関係規定の基準を満たすこと。

7 提案限度額

運営委託費125,512千円(非課税)

- (1) 4月1日から3月31日までの1年度にわたり放課後等デイサービス事業及び 緊急時受入れ事業を運営した場合に、直接的・間接的に必要であると見込まれ る全ての経費を対象とします。ただし、小規模な修繕工事費を含み、光熱水費 (電気料金、ガス料金及び水道料金)を除きます。
- (2) 改修及び整備並びに開設準備に係る経費については、提案限度額に含みません。
- (3) 改修及び整備業務は、物件の現況を踏まえ、放課後等デイサービス及び緊急時受入れ事業の実施に必要な内容で、3(1)で示した期間内に実施設計から施工まで完了する範囲で実施することとし、費用については、事業者の選定後、協定を結びます。
 - なお、費用の予定上限額は189,494千円(税込み)とします。
- (4) 提案限度額や予定上限額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではありません。

8 スケジュール

No.	事項	日程
1	募集要項の公表	令和5年7月28日(金)
2	質問受付期間	令和5年7月28日(金)から 令和5年8月24日(木)午後5時まで
3	現地見学会の参加申込み締切り	令和5年8月10日(木)午後5時まで
4	現地見学会	令和5年8月21日(月)
5	質問回答日 (中間回答日)	令和5年8月9日(水)午後5時予定
6	プロポーザル参加希望書提出 締切り	令和5年8月24日(木)午後5時まで
7	質問回答日 (最終回答日)	令和5年8月28日(月)午後5時予定
8	参加申込書及び提出書類受付 期間	令和5年8月29日(火)から 令和5年9月4日(月)午後5時まで
9	第一次審査(書類審査)	令和5年9月中旬(予定)
10	第一次審査結果通知発送 (全参加事業者)	令和5年9月中旬(予定)
11	第二次審査 (プレゼンテーション及び質 疑応答)	令和5年10月上旬(予定)
12	最終結果通知発送 (第二次審査全参加事業者)	令和5年10月中旬(予定)

9 区と受託者の責任分担

区の責めに帰すべき事由による責任又は費用負担は区、受託者の責めに帰すべき 事由による責任又は費用負担は受託者とし、区と受託者双方の責めに帰すべき事由 による責任又は費用負担は、区と受託者の協議により決定することを基本とします。 区と受託者双方の責めに帰すことのできない事由による責任又は費用負担は、次 表のとおり分担するものとします。次表にない事象又は内容が生じた場合は、責任 又は費用負担について、区と受託者が協議の上、決定します。

種類	内容	負担者	
(里)現	P1谷	区	受託者
物価変動	物価変動による費用の増加		0
金利変動	金利変動による費用の増加		\circ
法令の変更	 従業員の最低賃金の引上げ等		
(税法の変更を除く。)	佐来貝の取仏貝金の別工の寺		
	消費税率の変更による費用の増加	\circ	
租税の変更	上記以外による費用の増加		
忸恍り多文	(例:法人税率、事業所税率の変		\circ
	更)		
	業務委託期間の終了又は委託の取		
施設の原状回復	消しによる施設の原状回復に係る		\circ
	費用		

10 提出書類の配布

(1) 期間

令和5年7月28日(金)から8月28日(月)まで

(2) 配布方法

区ホームページからダウンロードすること。

区ホームページ「すばやく検索メニュー」 \rightarrow 「事業者の方へ」 \rightarrow 「事業者向けプロポーザル」 \rightarrow 「文京区立放課後等デイサービス事業所(障害者の緊急時受入れ事業所併設)の整備及び運営委託事業者の募集について」

11 質問の受付

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおり受け付けます。 なお、委託候補事業者の選定が終わるまでの間は、本受付以外の方法での質問は 受け付けません(参加申込み方法に関する質問を除く)。

また、受付期間を過ぎた後は、一切質問を受け付けません。

受付期間	令和5年7月28日(金)から令和5年8月24日(木)午後5時ま
文门别间	で
	質問書(別記様式第2号)に記入の上、電子メールにより送信して
	ください。
	なお、メールの件名は、次のとおりとし、メール送信時に開封確認
提出方法	の設定を行ってください。
	【電子メールアドレス】b302000●city.bunkyo.lg.jp
	※●を@に変換し、ご使用ください。
	【件名】文京区立放課後等デイサービス事業所等の整備及び運営

	委託プロポーザル質問(事業者名)
	①8月8日(火)午後5時までに受付した質問
	令和5年8月9日(水)(予定)に、区ホームページに回答を掲
	載します。
	②上記以降の受付期間内に受付した質問
回答方法	「プロポーザル参加希望書」(別記様式第1号)の提出者全員に、
	令和5年8月28日(月)午後5時(予定)までに同じ内容を電子
	メールにより回答します。
	なお、上記①の受付期間までに提出された質問のうち、未回答
	の質問についても併せて回答します。

12 現地見学会への参加

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次のとおり現地見学会に申し込んでください。

	△和5年7月90日(△) 水产△和5年0月10日(七) 左然5時十		
受付期間	令和5年7月28日(金)から令和5年8月10日(木)午後5時ま		
2117931113	で		
	電子メールにより送信してください。		
	なお、メールの件名は、次のとおりとし、メール送信時に開封確認		
	の設定を行ってください。		
申込方法	【電子メールアドレス】b302000●city.bunkyo.lg.jp		
中处力伝	※●を@に変換し、ご使用ください。		
	【件名】文京区立放課後等デイサービス事業所等の整備及び運営		
	委託プロポーザル現地見学会申込み(事業者名)		
	【本文】本文への記載は特に必要ありません。		
	現地見学会は8月21日(月)に実施します。		
	見学内容は、建物及び周辺の現況等とし、改修及び整備に当たって		
現地見学	必要な内容等を確認していただきます。		
会への参	会への参参加人数に制限はありませんが、10人を超える場合には、8月1		
加	日(木)までに上記メールアドレスあてにご連絡ください。		
	なお、集合場所及び時間は、参加申し込みのあった事業者ごとに、		
	8月14日(月)以降に連絡します。		

13 プロポーザル参加希望書及び直近3事業年度の決算報告書(資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表※)の提出

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次のとおり「プロポーザル参加希望書」及び「直近3事業年度の決算報告書」を提出してください。

なお、上記書類の提出を本プロポーザル選定への参加要件とします。

※株式会社等にあっては、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書。

14 参加方法

次の書類を作成し、受付期間内に提出してください。

(1) 提出書類

No.	内容	様式番号	備考
1	提出書類一覧表	別記様式第3号	
2	参加申込書	別記様式第4号	
3	企画提案書	別記様式第5号	
4	改修及び整備提案書	別記様式第6号	
5	人員配置計画書	別記様式第7号	
6	勤務予定表	別記様式第8号	
7	業務実績	別記様式第9号	事業のパンフレット等を含
1			t.
8	見積書	別記様式第 10 号	
9	見積書内訳	指定様式なし	
10	定款、寄附行為の写し		
1.1	登記簿謄本(履歴事項		申込み日前3か月以内に発
11	全部証明書)		行されたものに限る。
12	法人概要・事業経歴		
13	法人代表者の履歴書		
14	辞退届	別記様式第 11 号	辞退する場合のみ提出

(2) 提出に当たっての体裁等

次のとおり書類を調製してください。

ア 提出部数等 9部 (正本1部、副本2部、選定用ファイル6部)

イ 調製方法

(ア) 正本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入してく

ださい。正本に添付する書類は、原本としてください。

- (イ) 副本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入してください。副本に添付する書類は、正本の写しとしてください。
- (ウ)選定用ファイルは、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトルのみ記入して ください。

なお、添付する書類は、上記(1) <u>No.3~7</u>の正本の写しとしてください。 <u>ただし、添付する書類は、事業者名が分からないようにしてください。</u> また、パンフレット等で事業者名の記載された書類は、当該部分を黒で塗 抹してください。

- (エ) 用紙サイズは、パンフレット等を除き、原則として、A4判とします。やむを得ない場合は、A3判をA4判の大きさに折ったものでも可とします。
- (オ)可能な限り両面印刷とし、各ページの下中央部に通し番号を付してください。
- (カ)提出書類一式を上記(1)表の順番にフラットファイル等につづり、書類ごと にタックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにしてくだ さい。
- (キ) そのほか、別紙5「企画提案書等作成要領」をご確認ください。

(3) 提出書類の受付及び提出方法

提出書類の受付については、次のとおり行います。

なお、書類の提出をもって、本募集要項の内容を理解し、承諾したものとみな します。

受付期間	令和5年8月29日(火)から令和5年9月4日(月)午後5	
文门规间	時まで	
受付時間	8時30分から17時まで	
提出方法	持参	
提出先	文京区春日一丁目 16番 21号 文京シビックセンター 9階	
	福祉部障害福祉課障害者施設担当	
留意事項	福祉部障害福祉課障害者施設担当 ア 令和5年9月4日(月)午後5時を過ぎてなされた申込みは、理由の如何を問わず、無効とします。 イ 提出書類に不足があった場合は、申込みを無効とする場合があります。 ウ 受付後は、区が求めた場合を除き、提出書類の差し替え、追加等の変更はできません。 エ 書類提出時に、第一次審査結果通知用の封筒(長形3号。宛先を記入、84円切手を貼付したもの)を併せて提出してください。 オ 申込み及び提出に要する費用は、全額、申込者の負担とし	

ます。

- カ 提出された書類等は、一切返却しません。
- キ 区が提出された書類等をプロポーザルによる事業者選定 以外の目的のために申込者に無断で使用することはありません。
- ク 1法人が複数の申込みをすることはできません。
- ケ 事前に事務局まで来庁日時をご連絡ください。
- コ 書類提出後に申込みを辞退する場合は、辞退届(別記様式 第11号)を令和5年9月11日(月)午後5時までに提出し てください。

15 選定方法

選定は、プロポーザル方式により、選定委員会によって次のとおり審査します。

(1) 第一次審査

第一次審査は、事業者から提出された事業計画書等をもとに、書類審査により 委託候補事業者を上位3者程度選定します。

(2) 第二次審査

第二次審査は、第一次審査で選定された事業者が、事業計画書等に基づき1者 当たり30分以内でプレゼンテーションを行います。その後、審査会委員から20分程度の質疑応答を行います。プレゼンテーションは本件の中心的役割を担う者が行うこととします。

なお、第二次審査を受ける事業者は、第二次審査当日に、選定結果通知用の封 筒(長形3号。宛先を記入、84円切手を貼付したもの)を提出してください。

(3)委託候補事業者の選定

委託候補事業者は、第一次審査、第二次審査及び価格評価点による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定します。ただし、区の設定した基準点を下回った委託候補事業者は、順位にかかわらず選定しません。

16 結果通知及び公表

- (1) 第一次審査結果は、審査を行った全ての申込者に結果のみを郵送で通知します。 なお、第一次審査で選定された者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通 知します。
- (2) 最終結果は、第二次審査を行った全ての事業者に結果のみを郵送で通知します。
- (3) 審査の透明性を図るため、次の項目をホームページで公表します。

なお、審査結果に係る問合せには応じません。

【公表する項目】

ア件名

- イ 業務概要
- ウ 選定した日
- エ 契約交渉順位第1位の事業者名及び所在地
- オ 契約交渉順位第1位の事業者が提案した見積金額
- カ 選定結果(参加者名は、番号等に置き換えます。)

17 情報公開の取扱い

文京区情報公開条例(平成 12 年 3 月文京区条例第 4 号。以下「条例」という。) に基づき、情報公開請求があった場合は、条例第 7 条各号の非公開情報を除き、公 開します。

なお、同条第3号に規定する情報(以下「法人情報」という。)は情報公開の対象 外となるため、全申込者について提出された事業計画書等に係る法人情報の特定に ついて協力を依頼することがあります。また、公開の可否は区が判断します。

18 無効・失格

- (1) 提出された事業計画書等に虚偽の記載があった場合又は本募集要項に適合しない場合は無効とします。
- (2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とします。
- (3) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが 判明した場合等は、失格とします。
- (4) 他の事業者等の申込み等を妨害した場合は、失格とします。
- (5) (1)及び(3)に該当する場合は、文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱(18 文総契第 347 号)に基づき、指名停止を行うことがあります。

19 契約

契約に当たっては、契約交渉順位第1位の委託候補事業者と、提案内容に基づき 仕様内容を協議の上、決定します。

契約交渉順位第1位の委託候補事業者が次のいずれかに該当することとなった 場合は、契約交渉順位第2位の委託候補事業者を繰り上げ、協議を行うこととしま す。

- ア 仕様内容の協議が不調になった場合
- イ 契約締結までの間に「2参加資格」を有しなくなり失格となった場合
- ウ 文京区の指名停止処分に該当することとなった場合

20 賠償責任保険の加入

受託者は、次に掲げる補償内容以上の賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金支払いによって損害賠償責任に対応するものとします。

なお、当該保険の加入に当たっては、受託者を記名被保険者、区を追加被保険者、 利用者等を保険金請求権者として受託者が費用負担の上、加入手続きを行うものと します。

【保険金額(保険金支払限度額)】

身体障害事故	1人につき1億円	
	1事故につき10億円	
財物損壊事故	1事故につき2,000万円	

21 第三者への業務の委託

受託者は、業務の全てを第三者に委託することはできませんが、事前に区の承認を得た上で、送迎車両運行業務、清掃業務等の業務の一部を第三者に委託することができます。委託については、その業務の範囲と委託先を事前に区に協議してください。

なお、委託に当たっては、できる限り区内事業者の活用に努めてください。

22 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 66 条第 2 項の規定に基づき、個人情報保護の義務を負い、罰則の対象となります。受託者及び受託者から業務の委託を受けた者は、当該業務において、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理について、必要な措置を講じてください。

23 著作物の取扱い

受託者が委託料により作成した著作物の著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに規定する権利を含む。)は、区に帰属するものとします。

24 その他

本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により決定します。

25 事業担当

文京区福祉部障害福祉課障害者施設担当

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター9階北側

TEL 03 (5803) 1285

FAX 03 (5803) 1352

E-Mail b302000 €city.bunkyo.lg.jp

※●を@に変換し、ご使用ください。